



久留米シティプラザにご寄附いただいた方へ

シティプラザへの寄附は、寄附金控除の対象となります

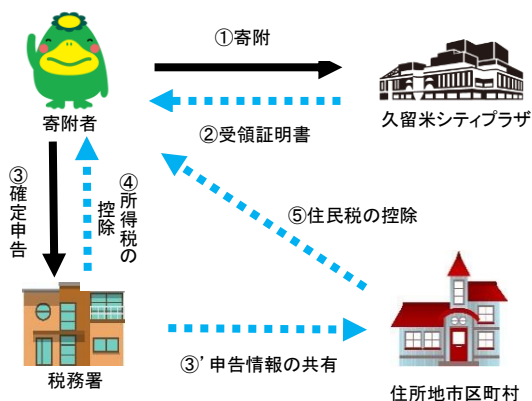
寄附金控除について

自治体に寄附をした場合、寄附額のうち、2,000円を超える部分については、原則として一定の上限まで所得税、個人住民税から控除されます。（控除の上限は、収入や家族構成等に応じて変わります。詳しくは、お住まいの市区町村住民税担当へお問合せください。）

控除を受けるためには

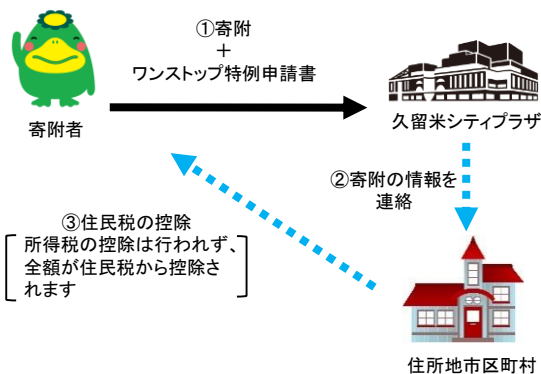
① 確定申告

寄附を行った翌年の3月15日までに、管轄の税務署等で申告してください。申告の際に、同封している受領証明書が必要となりますので、大切に保管してください。



② ワンストップ特例申請^(※)

寄附を行った翌年の1月10日までに、ワンストップ特例申請書を提出してください。



(※)ワンストップ特例制度(申請)とは

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者が寄附をした場合に、税務申告を簡素化するものです。確定申告の不要な給与所得者等で、寄附を行う自治体の数が5団体以内である場合に限り、申請を行うことができます。

年収2,000万円以上の所得者や、医療費控除等で確定申告が必要な場合は、確定申告で寄附金控除を申請してください。

ワンストップ特例の申請書を希望される方は、下記までご連絡ください。

久留米シティプラザ総務課

(TEL:0942-36-3081 FAX:0942-36-3087 MAIL:plaza@city.kurume.fukuoka.jp)